

上下水道料金の

検針日・納付書・口座振替日が統一されます

コンビニ、郵便局窓口も利用できます

洞爺湖町上下水道課

合併による水道・下水道事業サービスの一体化、事務の効率化のため、料金電算システムを再整備します。これに伴い虻田地区と洞爺地区で違いのあった水道メーター検針日、納入通知書等が変更になります。ご理解とご協力をお願いします。

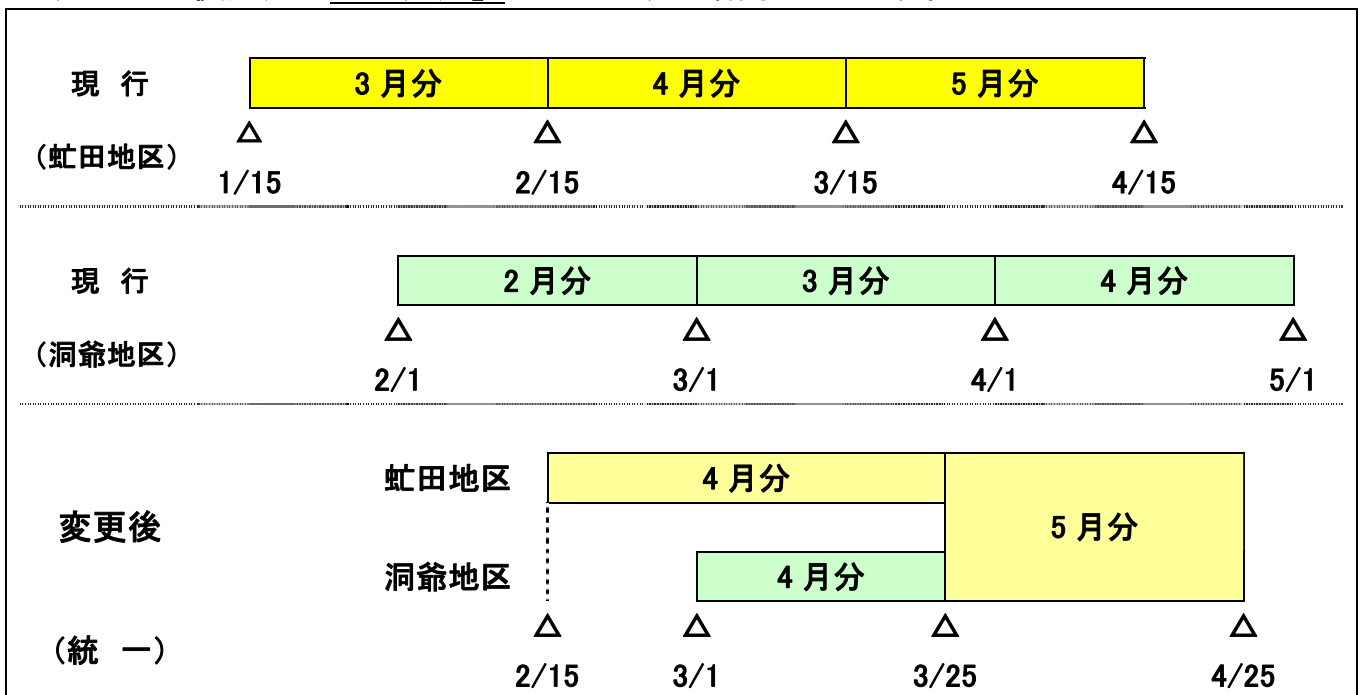
■検針日の統一

検針基準日が毎月25日となり、前後数日で検針します。

※基準日は平成19年3月から移行します。

■料金算定使用期間、請求月の変更

前月26日から当月25日使用期間分が翌月請求となります。例えば、3月26日から4月25日使用分が「5月分」として5月に請求されます。



※基準日の移行に伴い、移行後最初の使用期間は特例として虻田地区が2/15～3/25、洞爺地区が3月1日～3月25日となり、これを4月分とします。

※洞爺地区の2月1日～2月28日使用分が「2月分」というのが現行ですので、3月1日～3月25日使用分が「4月分」となり名目上ですが洞爺地区「3月分」は経過措置としてなくなります。

■納入通知書様式の統一

平成19年4月発行分から納入通知書の様式が下記のようになり、圧着はがき形式となります。納入通知書の発送は毎月10日頃です。

郵便はがき

虹田局
料金後納
郵便

水道料金納入通知書
下水道使用料

洞爺湖町役場 上下水道課
〒049-5692 北海道虹田郡洞爺湖町栄町58番地
TEL(0142)74-3008

口洞爺地区 洞爺総合支所産業建設課
TEL(0142)82-5111

※案内は内封にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
なお、水などで濡れた場合には乾かしてから、丁寧にはがしてください。
キリトリ線部分は切り取らないで使用してください。

水道料金・下水道使用料 納入済通知書 (原付) ㊤																											
口座番号	02730-0-960036	加入者名	洞爺湖町役場																								
様																											
お客様番号	発行日		納期限																								
使用場所																											
区分	水道料金	下水道使用料	合計金額(円)																								
水量	m	m																									
金額	円	円	内消費税																								
メーター使用料	円																										
使用期間	月 日より	月 日まで																									
様																											
<table border="1"> <tr> <td>お客様番号</td> <td>使用期間</td> <td>月 日より</td> <td>月 日まで</td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーター使用料</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内消費税</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				お客様番号	使用期間	月 日より	月 日まで	水道料金	円			メーター使用料	円			下水道使用料	円			合計金額	円			内消費税	円		
お客様番号	使用期間	月 日より	月 日まで																								
水道料金	円																										
メーター使用料	円																										
下水道使用料	円																										
合計金額	円																										
内消費税	円																										
上記の金額を納入して下さい																											
洞爺湖町長 公印																											
<table border="1"> <tr> <td>領収日付印</td> <td>領収日付印</td> </tr> </table>				領収日付印	領収日付印																						
領収日付印	領収日付印																										
<small>(取扱店(贈)→取りまとめ店(贈)→洞爺湖町水道課保管・本課控)</small>																											

■支払い場所が増え、便利になります

新たにコンビニエンスストア、郵便局窓口でも新しい納入通知書による支払いができます。(旧納入通知書は利用できません)

1件30万円以上はコンビニエンスストアでの支払いはできません。

■口座振替日の統一

口座振替日が毎月27日に統一されます。

※金融機関休業日の場合は翌営業日

(現行) 虹田地区…伊達信金・郵便局15日(伊達信金は30日再振替)、農協21日、漁協24日、北海道銀行・北洋銀行27日

洞爺地区…月末銀行

振替不能となった場合の再振替日は翌月12日となります。

※金融機関休業日の場合は翌営業日

(現行) 虹田地区…翌月の振替日に2か月分同時に振替

洞爺地区…再振替なし

※再振替が不能となった場合は督促状を送付します。支払い窓口等で納入ください。(新督促状は納入通知書となりますので、督促状でお支払いができます。)

お問合せ：経済部上下水道課 Tel 74-3008
洞爺総合支所産業建設課 Tel 82-5111